

鄙の童子、今日菖蒲のかぶと太刀をもてあそぶ事も、此祭をまなぶとなり、されば此事、むかしは厚き紙に人形をほり付、薄き板を冑の形にこしらへ、或菰の葉にて馬を作り、或木を鎗長刀のごとくけづりなどして戸外に立侍りしが、近年は風俗美巧をこのみで、木をもつて人馬の形をきざみ又はりこにして、綵色をほどこし、或甲冑をさせ、劍戟をもたせ、戰鬪の勢をなさしめて戸外にたて侍る、是をかぶと、いふ、又紙旗にいろ／＼の繪をかきて長竿につけ、是をも戸外にたて侍る、これをのぼりと云、或絹を用るもあり、或は長旒を加えて、是を吹ながらしと云、朔日より五日まで、兒童の弄事とす、接するに、もろこしにもこれに似たる事侍り、歲時雜記にいたく、端午に都の人天師を畫て賣、又土にて天師を作り、艾を以て鬚とし蒜を以て拳とし、門上に置、又艾を探、結んで人の形を作り、門戸の上にかくれば、毒氣をさくといへり、按するに道家に後漢の張陵を祖師として天師とす。

〔藤森社縁起〕謹勘舊記、當社三所天王者、神護景雲年中、山城國紀伊郡藤尾之靈地、垂跡者也、人皇四十九代光仁天皇第二皇子早良親王、年來御崇敬異于他也、爰天應元年四月一日、超御兄山部親王○桓立太子、今年異國蒙古責來之由有風聞、以立太子爲大將軍可有退治之由有宣旨、依之立太子大軍勝利事被祈申當社、同年五月五日、御出陳之處、大風吹而大海翻波浪、件蒙古不及一戰、悉以令滅却畢、以此因緣、毎年五月五日、祭禮神幸之時、在地之神人等、鎧甲冑帶弓箭列騎馬事、第一異國降伏之表示、第二天下泰平之瑞相、第三疫病消除之祈禱也、自爾以降、洛中洛外、至邊土遠國小男童兒帶作太刀刀等、以菖蒲飾之、稱菖蒲刀、是則當社祭禮供奉行粧也、依此等本縁、以當社被奉號弓兵政所者也、

〔秋苑日涉六〕民間歲節上、按貝原氏歲時記曰、略中嗚呼貝原氏時距今百餘年、風俗雖已變古意未泯、余猶記幼時市肆有賣紙脫甲冑者、至近日絕無復有焉、而今人馬木胎粉飾、以玉爲眼、衣服甲冑、鞍轡器械皆錦綺繡績、鍍花鍍金銀以飾之、金銀彩漆以髹之、其旗幟或有用綵緞繡帛者、而世不